平成２４年（フ）第２１０２号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目１番１―703号
債務者　佐々木潤子
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１２３号
横浜市南区吉野町２丁目４番地16　セフティ吉野町601
債務者　内山　憲司
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３１号
神奈川県大和市上草柳８丁目３番４号　カインドステージ鶴間403号
債務者　黒田　義博
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１２１号
青森市大字安田字近野256番地36
破産者　鹿内　知美
1　主文　当裁判所が平成24年７月11日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「青森市大字安田字近野256番地５」とあるを「青森市大字安田字近野256番地36」と更正する。
2　決定年月日　平成24年10月11日
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１０４号
富山県射水市片口373番地２
破産者　株式会社北陸ジェス・ワーク
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第９２７０号
大阪市浪速区下寺３―14―３、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区上本町西１丁目２番14号第３松屋ビル555号室
破産者　スペース株式会社
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４１２号
大阪市西淀川区竹島３丁目12番３号
破産者　有限会社エスピリット
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７４号
兵庫県姫路市南条425番地
破産者　株式会社クリエート興業
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４３５号
岡山市東区竹原1070番地、開始決定時の住所岡山市東区西大寺中野90番地８
破産者　湯浅　一志
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５号
岐阜県高山市本母町375番地の６
破産者　丸友工業株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６６４号
愛知県西尾市吉良町友国赤田51番地、前住所愛知県幡豆郡吉良町大字友国字王塚14番地３
破産者　中野工務店こと　中根　松良
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
愛知県豊橋市中郷町135番地
破産者　大川建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５３２号
広島市南区出汐４丁目１番18号
破産者　株式会社まつうら
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県飯塚市内住664番地４
破産者　有限会社くろうばる工房
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２９号
大分県日田市大字友田286番地の１
破産者　小坪アルミ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５６号
富山県高岡市横田町２丁目３番20号、開始決定時の住所富山県高岡市伏木矢田30番地131
破産者　藏町機械工業こと　藏町　芳廣
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２３３４号
大阪府枚方市出口６丁目９番１―304号
破産者　田中　保晴
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４９号
福岡市早良区賀茂２丁目６番５号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区井尻５―24―１―B121
破産者　花村　徳之
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部